

ケアプランセンター ラポール

居宅介護支援 サービス利用契約書

〔 目 次 〕

第 1 条（契約の目的）	第 8 条（事業者の解除権）
第 2 条（契約期間）	第 9 条（契約の終了）
第 3 条（居宅介護支援の担当者）	第 10 条（損害賠償）
第 4 条（居宅サービス計画の変更等）	第 11 条（秘密保持）
第 5 条（サービス提供の記録等）	第 12 条（苦情対応）
第 6 条（契約者の自己実現の権利）	第 13 条（協議事項）
第 7 条（契約者の解約権）	

社会福祉法人いきいき福祉会

（2020 年 6 月 1 日 改定）

（以下、「契約者」という）と社会福祉法人いきいき福祉会（以下、「事業者」という）は、契約者が自己決定により、ケアプランセンター ラポール（以下、「事業所」という）が契約者に対して行う居宅介護支援について、次のとおり契約（以下、「本契約」という）を締結します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、契約者に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むために必要な居宅サービスが適切に利用できるよう、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、当該計画に基づいて適切な居宅サービスの提供が確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を提供します。

（契約期間）

第2条

この契約の有効期間は、 年 月 日から1年間とします。ただし、有効期間満了日までに、利用者からの意思表示がない場合は、この契約は自動的に1年間延長されるものとし、以降も同様とします。

（居宅介護支援の担当者）

第3条 事業者は、居宅介護支援の担当者（以下「担当者」という。）として居宅介護支援専門員（ケアマネジャー）である職員を選任し、適切な居宅介護支援に努めます。

- 2 事業者は、担当者を選任し、又は変更する場合は、契約者の状況に配慮して行うとともに、事業者側の事情により変更する場合にはあらかじめ契約者に説明を行います。
- 3 事業者は、担当者に対し、専門職として常に契約者の立場に立ち、誠意をもってその職務を遂行するよう指導するとともに、必要な対応を行います。

（居宅サービス計画の変更等）

第4条 事業者は、契約者が居宅サービス計画の変更を希望する場合には、速やかに居宅サービス計画を変更するとともに、これに基づき居宅サービスが円滑に提供されるようサービス事業者等への連絡調整等を行います。

- 2 事業者は、契約者が居宅サービス計画及び限度基準額の範囲内でサービス内容等の変更を希望する場合には、速やかにサービス事業者への連絡調整等を行います。

（サービス提供の記録等）

第5条 事業者は、定期的に居宅へ訪問し、居宅サービス計画に記載したサービス提供の目標等の達成状況等を評価し、その結果を「モニタリング実践記録票」等の書面に記載して、契約書に説明をします。

- 2 事業者は、運営基準に定められた居宅介護支援の提供に関する記録を、支援が完結してから5年間は適正に保存し、契約者の求めに応じて閲覧に供し、又は契約者の実費負担によりそのコピーを交付します。

（契約者の自己実現の権利）

- 第6条** 契約者は、心身の変化により、自身の意思を実現する能力に障がいなどを生じた時には、成年後見制度を利用し、自身の自己実現をすることができます。
- 2 事業者は、契約者に成年後見制度の情報提供を行い、その手続きについても、契約者の求めに応じて同様に支援を行います。

（契約者の解約権）

- 第7条** 契約者は、事業者に対し2日以上予告期間をもって、この契約を解約することができます。
- 2 契約者は事業者が定められたサービスを提供しなかった場合、その他この契約に違反した場合には直ちにこの契約を解除することができます。

（事業者の解除権）

- 第8条** 事業者は、契約者の著しい不信行為により契約を継続することが困難となった場合は、その理由を記載した文書により、この契約を解除することができます。

（契約の終了）

- 第9条** 次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。その場合には、事業者は契約者に対し速やかにその旨を通知するものとします。
- 一 契約者が死亡した場合
 - 二 契約者が要介護認定を受けられなかった場合
 - 三 契約者が介護保険施設に入所した場合
 - 四 契約者が病院等に連続3ヶ月以上入院した場合
 - 五 契約者が介護保険サービスを連続3ヶ月以上必要としない場合
 - 六 第7条の規定により契約者から解約の意思表示がなされ、かつ予告期間が満了した場合
 - 七 第8条で定める条件が満たされ、かつ事業者から契約解除の意思表示がなされた場合
- 2 事業者は、契約の終了にあたり必要があると認められる場合は、契約者が指定する他の居宅介護支援事業者等への関係記録（写し）の引き継ぎ、介護保険外サービスの利用に係る市町村等への連絡等の調整を行うものとします。

（損害賠償）

- 第10条** 事業者は、契約者に対する居宅介護支援の提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに契約者の家族及び市町村関係窓口連絡を行うとともに、必要な措置をとります。
- 2 事業者は、居宅介護支援の実施にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者の故意又は過失によらないときは、この限りではありません。

（秘密保持）

- 第11条** 事業者は、業務上知り得た契約者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、契約者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 2 あらかじめ文書により契約者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

(苦情対応)

第 1 2 条 契約者は、提供した居宅介護支援に苦情がある場合又は事業者が作成した居宅サービス計画に基づいて提供された居宅サービスに苦情がある場合には、事業者、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

3 事業者は、契約者が苦情申立て等を行ったことを理由として何ら不利益な取扱いをすることはありません。

(協議事項)

第 1 3 条 この契約及び介護保険法その他の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重して、契約者と事業者との協議により定めます。

2 この契約書は、介護保険法に基づくサービスを対象としたものですので、契約者がそれ以外のサービスを希望する場合には、別途契約が必要になります。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、契約者、事業者が署名又は記名押印のうえ、各 1 通を保有するものとします。 (本人署名の場合は、押印不要)

年 月 日

契約者 住 所

氏 名

印

代理人 住 所

氏 名

印

(契約者との関係)

事業者 住 所

〒251-0862

神奈川県藤沢市稲荷 3 4 5 番地

法 人 名

社会福祉法人いきいき福祉会

代表者氏名

理事長 小川 泰子 印